

日 薬 業 発 第 407 号
令 和 4 年 1 月 27 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

医薬品販売制度及び薬局における医薬品販売に資する資料の改訂並びに
薬局における活用について（周知依頼）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会ではこれまで、薬局における医薬品販売制度の法令遵守、また薬剤師が専門的知識に基づいて医薬品販売、相談対応が行えるよう、様々な資料を作成し、会員への周知を図ってまいりました。

令和元年に公布された薬機法（以下、改正薬機法）では、患者が使用する医薬品の使用状況の継続的かつ的確な把握、かつ、情報提供や薬学的知見に基づく指導等を通じて、安全な薬物治療を確保するものであることが明確になり、一般用医薬品等においてもお薬手帳の活用が求められる等の改正がなされたところです。

今般、本会一般用医薬品等委員会にて、下記1～4の資料について、法改正を踏まえて内容の改訂を行いましたのでお知らせいたします。

また、今般新たに、一般用医薬品等の販売に活用するための「薬効分類別成分表」（下記5）を作成しましたので、併せてお知らせいたします。

本「成分表」は、各薬局において需要者の多様なニーズにあった製品選択、品揃えの検討に活用いただくことを念頭に置いて作成したもので、本会が実施する健康サポート薬局研修（研修会B）の新プログラム（令和3年10月施行）の「ワーク②～④：適切な医薬品選択の提案のための情報収集とその考え方」で用いている鼻炎薬成分表と同様の考え方で作成したものです。作成にあたっては、長野県薬剤師会作成の「一般用医薬品販売における薬効別推奨マニュアル（平成31年1月一部改正）」を参考としており、長野県薬剤師会のご協力に感謝申し上げます。

貴会におかれましては、これら資料を会員にご周知いただき、薬局における一般用医薬品等の取扱い並びに相談対応の充実、地域住民のセルフメディケーションの支援に薬局・薬剤師がより一層貢献できるよう、お取り計らいの程よろしくお願い申し上げます。

記

<法令遵守関連>

1. 医薬品販売制度の概要と法令遵守のポイント（令和3年12月改訂版）【更新】
2. 調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等のための業務に関する指針・業務手順書の作成にあたって（令和3年12月改訂版）【更新】
 - － 1. 調剤された薬剤及び医薬品の情報提供等のための業務に関する指針（モデル）（令和3年12月改訂版）【更新】
 - － 2. 調剤された薬剤及び医薬品等の情報提供等に関する業務手順書（モデル）（令和3年12月改訂版）【更新】

<薬局における医薬品販売関連>

3. 対面話法例示集－信頼される『かかりつけ薬剤師』となるために－四訂版（令和3年12月）【更新】
4. 要指導医薬品、一般用医薬品販売の手引き 地域の住民から信頼される「かかりつけ薬剤師・薬局」になるために 改訂第3版（令和3年12月）【更新】
5. 薬効分類別成分表（鼻炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳・去痰薬、総合感冒薬、胃腸薬、整腸・止瀉・瀉下薬、湿疹・皮膚炎用薬、外用鎮痛・消炎薬、点眼薬、外用化膿性皮膚疾患用薬）【新規】

これらは、本会ホームページ（会員向けページ）に掲載しています。

○日本薬剤師会ホームページ>会員ログイン>OTC医薬品販売関連

<https://nichiyaku.info/member/iyaku/default.html>

以上